

令和3年第10回
志木市農業委員会総会議事録

令和3年10月28日

志木市農業委員会

令和3年第10回志木市農業委員会総会日程

令和3年10月28日（木）午後2時00分

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

- (1) 議案第16号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
- (2) 議案第17号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について
- (3) 議案第18号 志木市都市計画生産緑地地区の変更について

第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）

- (1) 報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- (2) 報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る受理の決定について

第5 協議事項

- (1) 次回総会の日程について
- (2) その他

第6 閉会

《議事録令和3年第10回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月28日(木) 午後1時55分から午後3時5分

2. 開催場所 志木市総合福祉センター 4階 401会議室

3. 出席委員(13人)

会 長	13番	田中 満男
委 員	1番	三枝 将樹
	2番	市之瀬 滋
	3番	小山 武英
	4番	清水 和雄
	5番	山中 榮太郎
	6番	大島 廣明
	7番	齊藤 正歳
	8番	石井 敏男
	9番	波澄 洋子
	10番	抜井 和彦
職務代理	11番	志村 晃
	12番	志村 二美重

4. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案第16号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について

第4 議案第17号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について

第5 議案第18号 志木市都市計画生産緑地地区の変更について

第6 諸報告

第7 協議事項

第8 閉会

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐野 由美子
書 記 三上 陽平

6. 会議の概要

○事務局長

定刻前ではございますが全員お揃いですので、令和3年 第10回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、13人中13人でございまして、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和3年第10回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、1番 三枝 将樹委員、2番 市之瀬 滋委員にお願いいたします。併せて、書記として三上主事を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

(1) 議案第16号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について

以上、上程いたします。

それでは、

議案第16号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について事務局朗読をお願いいたします。

○事務局 事務局朗読

○田中会長

それでは、議案第16号受付番号24番から29番、31番について、事務局から説明を求めます。

○三上主事 【事務局説明】

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。租税特別措置法第70条の6第1項に規定されている要件としまして、1点目として、被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2点目として、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

受付番号24番、25番の申請人及び農地の状況につきましては齊藤正歳委員に、受付番号26番の申請人及び農地の状況につきましては大島廣明委員に、受付番号27番、28番の申請人及び農地の状況につきましては清水和雄委員に、受付番号29番の申請人及び農地の状況につきましては、山中榮太郎委員に、受付番号31番の申請人及び農地の状況につきましては抜井和彦委員に、ご同行いただいて、確認しております。

この後、それぞれの担当委員よりご説明がございます。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第16号 受付番号24番、25番につきまして、齊藤正歳委員、説明、報告をお願いいたします。

○7番 齊藤委員

会長の指名がありましたので、議案第16号受付番号24番、25番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■■■■ 氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、7～8ページをお開きください。

旧市役所から県道を志木駅方面へ進み、■■■交差点を○折、○○メートル進み、○○を○折、さらに○○メートル進んだ○側が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■■丁目■■■■■他■■■筆の現地を確認したところ、○○や○○が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である ■■■■■ 氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

次に議案第16号受付番号26番について、大島廣明委員に説明、報告をお願いいたします。

○6番 大島委員

会長の指名がありましたので、議案第16号受付番号26番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■■■■ 氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して

受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、9ページをお開きください。

元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を■折、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■■丁目■■■■■の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

次に議案第16号受付番号27番、28番について、清水和雄委員に説明、報告をお願いいたします。

○4番 清水委員

会長の指名がありましたので、議案第16号受付番号27番、28番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、10、11ページをお開きください。

元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を■折、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■■丁目■■■■■他■筆の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

次に議案第16号受付番号29番について、山中榮太郎委員に説明、報告をお願いいたします。

○5番 山中委員

会長の指名がありましたので、議案第16号受付番号29番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、12、13ページをお開きください。

旧市役所から県道を志木駅方面へ進み、■■■交差点を〇折、〇〇メートル進み、〇〇を〇折、さらに〇〇メートル進んだ〇側が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、○○や○○が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である ■■ ■■ 氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

次に議案第16号受付番号31番について、抜井和彦委員に説明、報告をお願いいたします。

○10番 抜井委員

会長の指名がありましたので、議案第16号受付番号31番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■ ■■ 氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、14、15ページをお開きください。

元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡○丁目の交差点を■折、約○○メートルほど進んだ○側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、○○や○○が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である ■■ ■■ 氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。それでは、議案第16号 受付番号24番から29番、31番について質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、

議案第8号 受付番号16号 受付番号24番から29番、31番は可決されました。

ありがとうございました。

○田中会長

次に、議案第11号『生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明』について、

事務局朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

それでは、議案第17号受付番号30番について、事務局から説明を求めます。

○三上主事【事務局説明】

本案件は、生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明です。こちらは、生産緑地の指定を受けていた農地で、農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなったため、その農地を生産緑地法第10条の規定に基づき、市に対して買取申し出を行う場合の添付書類となります。

今回、農業委員会に提出された主たる従事者等についての証明では解除する生産緑地について、受付番号30番の、■■■氏が健康であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうか、を審査するものでございます。

ここでいう主たる従事者とは、客観的に見て当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者を示しているものです。

受付番号30番の農地の状況につきましては、志村二美重委員に、ご同行いただいて確認してまいりました。

この後、志村委員よりご説明がございました。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第17号 受付番号30番につきまして、志村二美重委員より説明、報告をお願いいたします。

○12番 志村委員

会長の指名がありましたので、議案第17号受付番号30番について、説明、報告を行います。本案件は、■■■氏の所有している生産緑地について、市に買取申し出を行うために証明を求めているものであります。申請地は、16、17ページをお開きください。

元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を■折、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。

今回、■■■氏が死亡したことに伴い、農業ができなくなったため申請があったものであります。事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、適正に管理されておりました。また、■■■氏は、〇〇栽培を中心に経営を行っており、申請のあった生産緑地の主たる従事者でありました。

生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明を行うことについて特に問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第17号受付番号30番について、質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、議案第17号受付番号30番は可決されました。

○田中会長

次に、議案第18号『志木市都市計画生産緑地地区の変更』について、事務局から説明を求めます。

○三上主事 【事務局説明】

本案件は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除による都市計画生産緑地地区の変更につきまして、都市計画課より10月11日に協議の依頼があったものでございます。詳細は、23ページから53ページをご覧ください。

件数が多いため、1地区ごとの朗読は省略させていただきます。

24ページにございます、1の生産緑地9件の変更と、3の生産緑地1件の追加につきましては、先日7月にご協力いただき、確認していただきました生産緑地となっております。また、2の生産緑地2号地区、141地区につきましては、行為制限が解除され、廃止となっております。

ご確認等、よろしくお願い致します。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第18号について、質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

議案第18号『志木市都市計画生産緑地地区の変更について』、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、議案第18号は、可決されました。ありがとうございました。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第15号『農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について』
報告第16号『農地法第3条の3第1項の規定による届出について』
いずれも専決したものでございます。
事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

それでは、報告第15号 受付番号15番につきまして、大島廣明委員の報告を求めます。

○6番 大島委員

会長の指名がありましたので、報告第15号受付番号15番について、報告を行います。
申請地は、18ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、○
○を○折、○○メートルほど進み、○○を○折し、さらに約○○メートル進んだ○側が申請
地となります。現地は、○○となっておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ
迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。
以上です。

○田中会長

続きまして、報告第15号 受付番号16番につきまして、齊藤正歳委員の報告を求めます。

○7番 齊藤委員

会長の指名がありましたので、報告第15号受付番号16番について、報告を行います。
申請地は、19ページをお開きください。旧市役所から県道を志木駅方面へ進み、■■交差
点を○折、○○メートル進み、○○を○折、さらに○○メートル進んだ○側が申請地とな
ります。現地は、○○となっておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をか
けるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。
以上です。

○田中会長

続きまして、報告第15号 受付番号17番につきまして、大島廣明委員の報告を求めます。

○6番 大島委員

会長の指名がありましたので、報告第15号受付番号17番について、報告を行います。
申請地は、20ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、○
○を○折、○○メートルほど進み、○○を○折し、さらに約○○メートル進んだ○側が申請
地となります。現地は、○○となっておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ
迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。
以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に、報告第16号 受付番号2番につきましては、私、田中より報告いたします。申請地は、21ページをお開きください。元の市役所から県道を志木駅方面へ進み、〇〇交差点を〇折し、〇〇を約〇〇メートル進み〇折、さらに〇〇メートル進んだ〇側が申請地になります。現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

続きまして、報告第16号 受付番号4番につきましては、大島廣明委員の報告を求めます。

○6番 大島委員

会長の指名がありましたので、報告第16号受付番号4番について、報告を行います。申請地は、22ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、〇〇を〇折、〇〇メートルほど進み、〇〇を〇折し、さらに約〇〇メートル進んだ〇側が申請地となります。現地は、〇〇となっておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの報告第15号、第16号について、質問等がございましたらお願いいたします。

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、

令和3年11月26日金曜日、午後2時、総合福祉センター4階401会議室で行う予定でございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、11月26日 金曜日、午後2時ということでよろしくをお願いいたします。

続きまして、

(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何もないようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 佐野主幹【事務局説明】

それでは、事務局より、連絡させていただきます。

- ①羽根倉橋梁工事における農地の一時転用について
 - ②農地パトロール後の不耕作地に対する事務の進捗について
 - ③女性委員の研修について
- 以上でございます。

○田中会長

以上をもちまして、令和3年第10回農業委員会総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和3年10月28日

志木市農業委員会議長 田中 満男

1 番 三枝 将樹

2 番 市之瀬 滋